

1,000㎡以上の土地の開発行為の際には、 許可申請・届出・協議が必要です

①鏡野町の条例に基づく届出

1,000㎡以上(※注)の宅地造成・農地嵩上げ等の開発行為

※注：上齋原地区については500㎡以上、または、
建築物の設置について150㎡以上（住宅につ
いては150㎡以上でかつ3戸以上）の開発行為

②都市計画法に基づく許可申請（県知事許可）

都市計画区域内で3,000㎡以上の建築を伴う開発行為
（都市計画区域外でも10,000㎡を超えるものにつ
いては、都市計画法の適用を受ける場合があります。）

③県土保全条例に基づく許可申請（県知事許可）

10,000㎡以上の開発行為（建築行為を伴わないもの）

※町条例に基づく届出の場合、各関係機関の許可・
協議が必要なものについては、終了後に届出を行
ってください。

※県知事等の許可が必要となるものについては事前
に岡山県と協議を行ってください。

5月開発調整審議会の届出締切りは、4月25日(月)です。

お問い合わせ：役場企画課

土地取引には届出が 必要となる場合があります

国土利用計画法により一定面積以上
の土地取引(売買、交換、地上権設定な
ど)をする場合、土地を取得した方(売
買の場合は買主)は、契約を締結してか
ら2週間以内に、土地の所在する市町
村まで届出をすることとなっています。

届出をしなかったり、偽りの届出を
した場合は法律により罰せられます。

鏡野町内の土地の場合、次の規模の土 地取引に届出が必要です

都市計画区域内…………… 5,000㎡以上
都市計画区域外の区域…10,000㎡以上

詳しくは、土地の所在する市町村役
場または県民局までお問い合わせくだ
さい。



町営バス路線延長

平成17年4月1日より、町営バス公保田線の路線を上森原、馬場、塚谷地区へ延長します。
運行は火曜日、木曜日、土曜日です。
越畑線、中谷線、郷線共々皆様のご利用をお願いします。

運行経路図（延長部分）



なお、国道179号、179号バイパス、大規模農道を除く
区間はフリー乗降です。

ただし、見通しの悪い区間などは乗降することはできません。

また、中鉄バスとの乗継を
考慮し、越畑線・中谷線の吉
原発13時45分を改正し、
13時50分発とします。

折り返し便の時刻も変更に
なりますので、時刻表を確認
のうえ、お乗り間違いのない
ようご注意ください。

